

国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正及び これに対する意見募集の実施について（案）

令和2年1月22日
原子力規制庁

1. 経緯及び概要

- (1) 国際原子力機関（IAEA）及び原子力規制委員会は、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書並びにこれらに対する補助取極¹ 並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、我が国内の原子力施設等に対して保障措置に関する査察活動等を実施している。査察活動等の具体的内容は、補助取極及び原子炉等規制法に基づき国際規制物資の使用等に関する規則（以下「規則」という。）において規定され、IAEA 及び原子力規制委員会はその範囲内で査察（原子力規制委員会は保障措置検査）を実施してきている。
- (2) IAEA はこれまでの統合保障措置アプローチ² に代えて国レベル保障措置アプローチ³ を新たに策定し、これに基づき査察活動の内容の一部の見直しの検討を進めてきているところ、我が国についても、平成28年に国レベル保障措置アプローチが策定され、査察活動の内容の見直しが行われてきた。その結果、現行の規則との関係では、六ヶ所濃縮施設で実施される査察活動のうち、拡大頻度限定無通告査察（ELFUA）⁴ の回数について、最大13回／年と規定しているものが、今後施設の状況に応じて柔軟に査察活動を行うことができるよう、補助取極に合わせ、平均13回／年と改められるため、規則の関係規定の改正を行うこととしたい。また、併せて、類似の規定内容を明確化するための改正を行うこととしたい。

2. 意見募集の実施

行政手続法に基づき、規則における濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設並びに特定原子力施設における年間の保障措置検査の回数に係る規定の改正案（別紙）について意見募集を実施することとしたい。

3. 今後の予定

意見募集の実施	令和2年1月23日から2月21日までの30日間（予定）
規則改正案の委員会決定	同年3月（予定）
公布	上記委員会後、速やかに行う
施行	同年4月1日（予定）

4. 添付資料

別紙 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）

¹ 日・IAEA 保障措置協定に定められている規定の具体的適用方法を規定するための技術上及び運用上の各種手続きを記したもの。

² 施設タイプ別に IAEA が作成した各国共通のモデルアプローチに従い作成された施設タイプ単位又はサイト単位で最適化された保障措置手段を記したもの。

³ 当該国が持つ核燃料サイクルやその技術・能力から考えられる核爆発装置の取得経路を特定し、見つけるために設定された当該国全体を単位として最適化された保障措置手段を記したもの。

⁴ 頻度を限定して拡大された立入可能範囲で行う短期通告査察

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の八の二第一項の規定に基づき、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>第四条の二の四 加工事業者は、濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を使用している場合には、当該加工施設の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するた め必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。 。当該限度を超える場合には、保障措置検査の回数は、 おおむね年平均十三回を超えないものとする。 「2・3 略」</p>	<p>第四条の二の四 加工事業者は、濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を使用している場合には、当該加工施設の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。 。ただし、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、この限りでない。 「2・3 同上」</p>
<p>2 「略」</p>	<p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	